

免許試験の試験手数料の変更に関する払込等についての取扱いについて

令和5年3月

(公財) 安全衛生技術試験協会

労働安全衛生法関係手数料令の一部を改正する政令が令和5年1月18日公布され、令和5年4月1日から施行されますが、政令が施行される前に受験申請の受付が開始された免許試験については、施行前の試験手数料が適用されます。労働安全衛生法に基づく免許試験（下記の免許試験の種類参照）の手数料は次のとおりです。

学科試験	① 変更前の手数料の対象期間	② 変更後の手数料の対象期間
試験日	令和5年5月31日以前に実施	令和5年6月1日以降に実施
試験手数料の額		
各免許試験とも	6,800円	8,800円

実技試験	変更前の手数料の対象期間	変更後の手数料の対象期間
試験日	令和5年7月9日以前に実施	令和5年7月10日以降に実施
試験手数料の額		
クレーン・デリック運転士	11,100円	14,000円
移動式クレーン運転士	11,100円	14,000円
揚貨装置運転士	11,100円	14,000円
普通ボイラー溶接士	18,900円	24,000円
特別ボイラー溶接士	21,800円	28,000円

1 ①の変更前の手数料の対象期間中に誤って、②の額で払込みをしてしまった場合の取扱い

改めて、正しい金額のものをご用意いただく必要はありません。②の額の「振替払込受付証明書（お客様用）」をそのまま免許試験受験申請書（以下「申請書」という。）に貼付して申請してください。

この場合は、**受験票の不備事項欄に記載している金額が過払い**になっているので、**過払い金を試験実施日に現金で返還**しますので、**受験票をご持参**のうえ事務所受付にお立ち寄りください。

試験当日、過払い金の返還を受けなかった場合には、センターにご連絡のうえ過払い金の返還

を申請してください。

受験票発行以降、受験を取りやめ、試験当日欠席された場合には、試験手数料分の返還は行いませんが、試験手数料額が過払いになっている場合（上記の場合）には、**過払い分は返還します**ので、過払い金の返還を申請してください。

なお、上記の過払い金の返還に当たって振込手数料が発生した場合は、受験者の負担とさせていただきます。

2 ②の変更後の手数料の対象期間中に誤って、①の額で払込みをしてしまった場合の取扱い又は、①の額の「振替払込受付証明書(お客様用)」を既にご用意いただいている場合の取扱い

原則として、試験手数料は、試験実施前に正しい金額を払込みいただく必要がありますが、免許試験の手数料の変更の際に生じたものであることから、以下の取扱いとします。

誤った金額、又は既にご用意いただいている「振替払込受付証明書(お客様用)」を申請書に貼付して申請してください。

この場合は、**受験票の不備事項欄に記載している金額が不足額**となります。試験手数料は、試験実施前に正しい金額をお支払いいただく必要があるので、**十分な時間的余裕を持ってセンターにご来場いただき、受験票をご持参のうえ必ず試験実施日当日の試験実施前に事務所窓口にお立ち寄りのうえ、不足分を現金でお支払いください**。原則として、不足分のお支払いがない限り受験できません。

また、**合格通知書等の発行は差額分の支払いが確認されてから**となります。

3 試験手数料の変更の時期をまたいで受験希望日を指定される場合の取扱い

免許試験(学科試験)の申請にあたり、**第1希望日が令和5年5月31日までの間〔①の場合〕**、**第2希望日が令和5年6月1日以降の日〔②の場合〕**とされる場合は、以下のとおり申請してください。

① 免許試験手数料としては、6,800 円の金額の「振替払込受付証明書(お客様用)」をご用意のうえ、申請書に貼付のうえ、申請してください。

② 試験会場の状況により、**第2希望で受験することとなる場合には、変更後の手数料の額が適用**となるため、**試験実施日に試験会場において不足分をお支払いください**。

当協会としては、第1希望で受験できるよう努めてまいります。受験申請が4月、5月に集中し、第2希望になることも考えられますので、ご理解とご協力をお願いします。

この度の免許試験手数料額の変更にあたり、よくある質問を取りまとめました。

Q 1 申請書を提出して、センターで受領したものは、旧手数料の適用となるのではないのか。

A 安全衛生関係の免許試験は、運転免許試験とは異なり、受験資格の審査(受験資格・試験免除)が複雑となっており、受験資格の審査が終了して初めて申請を受け付けることができます。

このように、審査が複雑であることから、審査において不備事項がある場合には、軽微なものを除き対応待ちとなり、申請書がセンターに預かり状況になる場合があること、また、試験が複数回あるものがあり、試験希望日について受理できないものであっても、センター預かりとし都度返送をするということを実施せずに対応してきたところです。

このようなことから、受理されていない状況であるにもかかわらずセンターにおいて保管しているという状況が発生しております。

免許試験の試験手数料は、申請書が受理された日に確定する受験日に適用される試験手数料を払い込む必要があります。

Q 2 4月上旬に郵送で、第一希望4月19日、第2希望5月24日の試験日を指定して申し込んだのに、すでに満員として6月の試験日を案内された。申請書の発送日時点では、ホームページを確認するとまだ満員となっていなかった。試験日が6月になることは同意するとしても、試験手数料は申し込み時点のものとするべきではないか。

A 免許試験の試験手数料は、申請書を郵送した時期ではなく、申請書の内容を審査し、申請書が受理された日に確定する受験日に適用される試験手数料を払い込む必要があります。

Q 3 試験手数料の不足分は、新たに郵便局に行って、払い込まなければならないのか。

新手数料の適用される試験については、新手数料の払込みがなければ受付することができないのか。

A ご用意された振替払込受付証明書(お客様用)を申請書に貼付して申請してください。

ただし、試験実施前に正しい金額を払込みいただく必要があるため、不足分については事前に事務所窓口において現金でお支払いください。詳しくは「免許試験の試験手数料の変更に関する払込等についての取扱いについて」の2をご覧ください。

Q 4 なぜ実技試験の改正後の試験手数料額が適用される時期が令和5年7月10日以降となるのか。

A 今回の改正政令では、政令が施行される前に受験申請の受付が開始された免許試験については、施行前の試験手数料額が適用されるとされているところです。中国四国センタ

ーにおいて、7月3日に実施予定のクレーン・デリック運転士〔クレーン限定〕免許試験の受付期間が3月31日～5月29日としていることから施行前の試験手数料額が適用されます。なお、改正後の試験手数料額が適用される時期を7月10日以降としているのは、週単位での表記を考えたためです。